



2023年12月6日

各 位

社名 株式会社アルメディア
代表者 代表取締役社長 高橋 靖
(コード番号 7859 東証スタンダード)
問合せ先 取締役
(経理・情報開示・IR担当)
関 清 美
電話番号 042-511-0500 (代表)

第三者割当による第9回新株予約権及び第10回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2023年11月20日開催の取締役会において決議いたしました、第三者割当による第9回新株予約権及び第10回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に関しまして、本日付で割当先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社から予定通り本新株予約権の発行価額の総額（36,900,000円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2023年11月20日に公表しております「第三者割当により発行される第9回新株予約権及び第10回新株予約権の発行並びに行使許可条項付第三者割当契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2023年12月6日
(2) 新株予約権の総数	30,000個 第9回新株予約権 20,000個 第10回新株予約権 10,000個
(3) 発 行 価 額	総額 36,900,000円 (第9回新株予約権1個につき1,800円、第10回新株予約権1個につき90円)
(4) 当該発行による潜在株式数	3,000,000株（新株予約権1個につき100株） 第9回新株予約権 2,000,000株 第10回新株予約権 1,000,000株 いずれの本新株予約権についても上限行使価額はありません。 本新株予約権の下限行使価額は550円ですが、下限行使価額においても、第9回新株予約権の潜在株式数は2,000,000株、第10回新株予約権の潜在株式数は1,000,000株です。
(5) 資金調達額	2,674,900,000円（差引手取概算額：2,658,900,000円） (内訳) 新株予約権発行による調達額：36,900,000円 新株予約権行使による調達額：2,638,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は

	増加又は減少する可能性があります。
(6) 行 使 価 額	<p>当初行使価額は、第9回新株予約権が819円、第10回新株予約権が1,000円です。</p> <p>また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正することができます。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌々取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、第9回新株予約権と同時に、第10回新株予約権が発行されますが、いずれかの回号に対して、当社取締役会の決議により行使価額の修正が行われた場合、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	<p>① 行使条件</p> <p>本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（2023年11月20日）時点における当社発行済株式総数（18,706,316株）の10%（1,870,631株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>② 新株予約権の取得</p> <p>当社は、本新株予約権の割当日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>④ 本契約における定め</p> <p>上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。</p> <p><本新株予約権の行使許可></p>

割当予定先であるマイルストーン社は、以下に基づいて当社が本新株予約権の行使の許可（「本行使許可」といいます。）を行う前に行使することができる第9回新株予約権 20,000 個を除き、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。本行使許可は、当社取締役会の決議により実施されます。当社は、本行使許可を行う前にマイルストーン社が行使することができる第9回新株予約権 20,000 個すべての行使が終了しない限り、第10回新株予約権に係る本行使許可を行うことができません。

当該決議がなされた場合、当社は、速やかに行使可能となった個数を本新株予約権者に通知するものとします。

< 新株予約権の取得請求 >

割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前（2025年11月5日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日の事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを当社と協議の上、請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

⑤ その他

前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

以上